

令和7年度

第2回上尾市不登校対策推進委員会 資料



令和7年10月9日（木）

上尾市教育委員会

目 次

資料 1

SSR 及び SRT の効果的な活用について 1

資料 2

民間施設等連絡会について 2

資料 3

教育センターによる民間施設訪問状況報告について 3

資料 4

民間団体活用に係る助成及び補助金についての先行自治体の対応状況
まとめについて 4

資料 5

上尾市教育センター「ほっと一息ふれ合いカフェ～不登校について語り
合ってみませんか～」について 6

SSR 及び SRT の効果的な活用について

1 SSR 支援状況（4 月～7 月）

（1）利用人数

	4 月	5 月	6 月	7 月
小学校	53	56	65	71
中学校	39	63	62	57

小学校は増加傾向
中学校は利用人数が落ち着いてきた

（2）利用時間（不明者ありのため上記合計と相違あり）

小学校	4 月	5 月	6 月	7 月
30 分未満	8	5	5	9
1 時間	17	19	16	16
2 時間	5	6	13	13
3 時間	5	5	7	7
4 時間	7	9	9	8
5 時間以上	11	11	13	17

中学校	4 月	5 月	6 月	7 月
30 分未満	1	2	1	1
1 時間	20	30	27	24
2 時間	7	11	17	12
3 時間	6	10	3	8
4 時間	2	5	11	5
5 時間以上	3	5	1	5

小学校は、1 時間～2 時間の利用者が多いが、5 時間以上の利用者も増えている。5 時間以上の利用者の 6 割以上は教室と SSR をオンラインで繋いで学習するスタイルが多くなっている。

中学校は、さわやか相談室利用と並行して利用する生徒が多く、午前中 1～2 時間の利用者が多くなっている。

（3）主な利用状況

小学校、中学校とも「学習」、「給食の喫食」で利用することが最も多いが、小学校では気持ちを落ち着かせるなどの「気分転換」で利用する児童が多くなっている。

2 SRT 研修報告

下記のとおり、各回 1 時間の研修（第 1 回のみ 2 時間）を実施した。

第 1 回	4 月 7 日（月）	1 サポートルームティーチャーター（SRT）の勤務等について 2 スペシャルサポートルーム（SSR）の運営について 3 支援の基本姿勢について
第 2 回	7 月 18 日（金）	1 服務について 2 1 学期の支援の振り返り 3 グループ交流「2 学期の支援に向けて」
第 3 回	10 月 2 日（木）	1 自己紹介 2 さわやか相談室及び SSR について 3 協議「さわやか相談室及び SSR の運営と連携について」

【研修感想】

- ・勤務時間の延長や、人員の拡充について。
- ・研修で話す時間をもっととってもらいたい。
- ・学校での教職員との情報共有の時間が欲しい。

民間施設等連絡会について

- 1 目 的 不登校児童生徒を支援する民間施設等と学校、教育委員会間の連携を図り、
該当児童生徒及びその保護者等への支援を充実させる。
 - 2 日 時 令和7年10月16日（水）15時00分から16時30分まで
 - 3 場 所 上尾市青少年センター会議室2・3
 - 4 参 加 者
 - (1) 「上尾市 保護者情報提示リーフレット」に掲載している施設の代表者
ムーミンの会、ペンギンの部屋、N 中等部、フリースクールHIRO、
星槎学園中等部、第一学院中等部、トライ式高等学園、訪問看護ステーション
はるか、フリースクールスコーレ・ムーンライト、フリースペースアトリエコルト
 - (2) 上尾市立小・中学校長を代表する者
小・中学校校長会会長各1名
 - (3) 上尾市立小・中学校教頭を代表する者
小・中学校教頭会代表各1名
 - (4) 教育委員会事務局職員
教育センター所長、主幹、副主幹
 - 5 内 容
 - (1) 民間施設等と学校、教育委員会との相互理解・連携の促進に関すること
 - (2) 民間施設間で相互理解・連携の促進に関すること
 - (3) 民間施設等と本人・保護者への支援等に関すること
 - (4) その他、教育委員会が必要と認めること
- 第1回議題** ①各施設について（コンセプト：具体的な学習・その他の活動）※10分程度
②連携等について方向性・依頼（学校・教育センターから）
- 第2回議題** ①教育委員会から情報提供（市内児童生徒の利用状況）
②グループ協議
「不登校児童生徒との効果的な関わり方と外部機関との連携の仕方」
- 6 実施方法 会場集合型で実施

教育センターによる民間施設訪問状況報告について

以下のことを目的として、上尾市教育センターでは、上尾市立学校に在籍する児童生徒が利用する民間施設を中心に令和２年度から民間施設訪問を継続して実施している。

1 訪問の目的

- (1) 本市策定の「民間施設等に関するガイドブック」の周知
→策定の意図の説明（状況把握し、努力を認める、よりよい支援につなげる）
→連携のための依頼（月１回程度の状況報告書等での情報提供）
- (2) 民間施設の現地調査
→立地、施設、活動の様子、スタッフ、特色ある活動、支援システム、復帰（進学）状況など
- (3) 上尾市立学校に在籍する児童生徒の状況
→来所状況、活動内容について
- (4) 上尾市立学校との連携状況
→活動状況報告や電話等による具体の状況確認
→利用を開始した児童生徒がいた場合の対応について
- (5) リーフレット掲載情報の確認（掲載予定施設のみ）

- 2 訪問対象施設 今年度あるいは昨年度市内在籍児童生徒が利用した実績のある民間施設等（学校からの月例欠席等状況報告等で把握）

3 訪問状況

訪問日時	訪問場所	当日の対応者
7／16（水）	アトリエコルト	代表
7／23（水）	クラーク国際	担当者
	N 中等部	担当者
9／11（木）	北本中庭すうくうるう	代表
9／24（水）	I Try ジュニア中浦和	担当者

民間団体活用に係る助成及び補助金についての先行自治体の対応状況まとめについて

主に利用料を対象とする補助金について焦点化し調査した。

1 利用料等の現状

近隣で HP 等に公表されている料金（細かい割引等は各施設多様なため未反映）

	入学金	授業料・通所料（月）		施設料
A	¥200,000	¥52,500	月	¥150,000
B	¥30,000	¥47,300	月	
C	¥110,000	¥24,500	月	
D	¥5,000	¥24,000	月	¥3,000
E		¥1,600	回	
F	¥20,000	¥30,000	月	
G	¥50,000	¥36,000	月	
H	¥5,000	¥11,000	月	
I	¥10,000	¥44,000	月	

- ・授業料・通所料の平均 33,662 円。
（回数制のため E は除く）
- ・平成 27 年度「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」による授業料・通所料の平均は 33,000 円となっている。
- ・入学金や施設料については、別途徴収される場合有。

2 補助の仕方について

(1) 都道府県または市町村が直接保護者に補助

自治体が保護者に直接補助する仕組み。

不登校児童生徒をもつ「全保護者」を対象とするもの、「住民非課税世帯、要保護・準用保護のみ」を対象にするもの、「生活保護世帯、就学援助対象者、その他」で補助割合に差をつけるものなどがある。

(2) 都道府県が市町村に補助

市町村がフリースクールの利用料に対して保護者に補助し、補助にかかった金額を県に対して申請した場合、定められた金額の中で補助をする仕組み。実質、市町村の負担が減る仕組みとなっている。

例) 県での通所費補助額を上限 1 万円とした場合。

市で通所費を上限いっぱいの 2 万円保護者に補助したとすると、県から 1 万円の補助があるため、市は実質 1 万円しか払わなくていいことになる。

なお、教育機会確保法施行の前に「フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業（平成 27 年度文部科学省）」において、フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援が実施されており、フリースクール等で学ぶ経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒の学習活動等に必要な経費が支援された過去がある。（小学生 12 万円、中学生 16 万円）

3 補助金額について

(1) 補助率の設定

- ①月の利用料に対して 1/2, 2/3 などの補助と設定する。
- ②月の利用料に対して 1/2, 2/3 の補助額と上限金額の低い方の金額と定める。
- ③上限金額のみの設定。

補助率の設定はより多くの利用者に活用してもらえる利点がある。一方、利用者側からすると補助額が減額するという欠点もある。

(2) 補助金額の上限

- ・東京都の区では、上限 20,000 円が多い。
 - 東京都から上限 20,000 円補助されるため、通所費の全国平均 33,000 円から東京都の補助額 20,000 円を引いて、区の実質の補助額は一人当たり月平均 13,000 円程度となることが推測される。
- ・県の補助がない松戸市の補助上限は 10,000 円。(補助率 1/3)
 - 仮に通所費 33,000 円ならば、松戸市の場合は、11,000 円が補助対象経費となる。上限が 10,000 円なので、補助額は 10,000 円となる。

4 補助の目的について

(1) 「経済的に困窮した家庭のため」の場合

→補助対象者は「住民非課税世帯、要保護・準用保護を受けている家庭」や「生活保護世帯、就学援助対象となっている家庭」となる。

(2) 「通うべき学校に、行きたいけど行けない状況にある児童生徒及び保護者を支援するため」の場合

→補助対象者は、フリースクール等に通う全児童生徒及び保護者

上尾市教育センター

「ほっとひと息ふれ合いカフェ～不登校について語り合ってみませんか～」

1 目 的

- (1) 不登校を経験した本人や保護者の話を聞き、当時の思いや現在の様子について知り、今後の見通しをもてるようにする。
- (2) 不登校児童生徒の保護者同士が語り合い、気持ちや情報を共有することで、今後の見通しや活力をもつことができるようにする。

2 日 時 令和7年11月19日（水）10時00分から

3 場 所 上尾市教育センター プレイルーム

4 内 容

- (1) 所長挨拶
- (2) **インタビュー「不登校当時を振り返る」**
過去に教育センターに通っていた親子へのインタビュー
- (3) グループ交流「聞いてください、私の話」
- (4) アンケート記入

5 対 象 不登校児童生徒の保護者 ※教育センター利用の有無は問わない

6 そ の 他

- (1) 参加募集は、電子による申請で行い、広く家庭に周知できるよう、前回と同様に、学校メール配信システム（さくら連絡網）にて、上尾市立小・中学校保護者に一斉送信する。
- (2) 途中参加・途中退席可とする。
- (3) 参加者に電子によるアンケートを依頼し、次回以降の参考とする。
- (4) 今回は、不登校児童生徒自身が参加することを想定し、別室で参加できるよう、会場とオンラインでつなげるようにする。
- (5) 次回は2月18日（水）を予定している。第1回のご意見から、「もっと話をする時間が欲しかった」というものがあがっていたので、第2回のご意見も参考にし、内容を決定する。